

ケニア税務 Q&A マニュアル

(2022 年 2 月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ナイロビ事務所

ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ナイロビ事務所が現地会計事務所 Kasai Accounting Advisory Limited に作成委託し、2022 年 2 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Kasai Accounting Advisory Limited は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Kasai Accounting Advisory Limited が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ナイロビ事務所
E-mail：KEN@jetro.go.jp

JETRO

| | |
|---|-----------|
| 第 1 章：概要 | 1 |
| 1.1 ケニアの経済の見通しは？ | 1 |
| 1.2 ケニアの課税制度と徴税機関は？ | 1 |
| 1.3 ケニアの立法機関およびケニアの課税に関する準拠法は？ | 2 |
| 1.4 個人識別番号（PIN）はどのように登録するのか？ | 2 |
| 1.5 PIN を登録すべき者は誰か？ | 3 |
| 1.6 ケニアではどのような事業体が設立可能か？ | 3 |
| 1.7 駐在員事務所はケニアで設立可能な事業体であるか？ | 3 |
| 1.8 海外企業（支店）と子会社（現地企業）の差異は何か？ | 4 |
| 1.9 ケニアではどのような利益の本国送金方法が利用可能か？ | 4 |
| 1.10 子会社および支店は監査を受ける義務はあるか？ | 5 |
| 第 2 章：法人税 | 6 |
| 2.1 法人税が課税されるのはどのような所得か？ | 6 |
| 2.2 法人税を支払う義務があるのは誰か？ | 6 |
| 2.3 ケニアには小規模事業の優遇税率が設けられているか？ | 6 |
| 2.4 法人税率は？ | 6 |
| 2.5 企業の課税所得はどのように算定するのか？ | 7 |
| 2.6 損金不算入費用の構成項目は何か？ | 7 |
| 2.7 損金算入費用の構成項目は何か？ | 7 |
| 2.8 支店と子会社の課税所得の算定に差異はあるか？ | 7 |
| 2.9 本支店費用とはどのようなものか？ | 7 |
| 2.10 設立日前に発生した費用を損金算入できるか？ | 8 |
| 2.11 日本の本店の従業員を接待するために、事業関連費用が支店で発生した場合、その費用はケニアの支店で損金算入されるか？ | 8 |
| 2.12 日本の関連企業の従業員の受け入れにより事業関連費用が子会社で発生した場合、その費用は損金算入されるか？ | 8 |
| 2.13 支店と子会社の税務上の取り扱いにどのような差異があるか？ | 8 |
| 2.14 法律でどのような税制優遇措置が設けられているか？ | 8 |
| 2.15 ケニアにおける税務上の減価償却の対象資産は何か、またその減価償却率は？ | 10 |
| 2.16 以下の区域でどのような投資優遇措置が設けられているか？ | 11 |
| 2.17 課税が免除される所得はあるか？ | 11 |
| 2.18 法人税に対する税額控除はどのようなものか？ | 12 |
| 2.19 割賦支払税はどのように算定するのか？ | 12 |
| 2.20 支払税金はどのように算定するのか？ | 12 |
| 2.21 法人税の納付期限はいつか？ | 12 |
| 2.22 法人税申告書の提出期限はいつか？ | 12 |
| 2.23 過年度に法人税を納付していなかった場合、遡及的に法人税を納付する義務があるか？ | 12 |
| 2.24 税務上の損失はどのように処理されるのか？ | 12 |
| 2.25 法人税の納税申告書の提出のために、どのような文書を作成する必要があるのか？ | 12 |
| 2.26 不遵守の違反および罰金はあるか？ | 13 |
| 2.27 ケニアの税務監査はどのように実施されるのか？ | 14 |
| 2.28 税務調査を受けた納税者にどのような救済方法があるのか？ | 14 |
| 第 3 章：付加価値税（VAT） | 15 |
| 3.1 VAT について登録の必要な者は？ | 15 |
| 3.2 課税対象の供給とは何か？ | 15 |
| 3.3 VAT の対象となるのは何か？ | 15 |
| 3.4 VAT の税率は？ | 15 |
| 3.5 VAT はどのように算定するのか？ | 15 |
| 3.6 タックス・インボイスには何が記載されるのか？ | 16 |
| 3.7 売上 VAT に対して禁止されている仕入 VAT の控除はどのようなものか？ | 16 |

| | | |
|------------------------------|--|-----------|
| 3.8 | 仕入 VAT の請求期間は？ | 16 |
| 3.9 | インボイス作成日が VAT 登録日前である場合、仕入 VAT の請求は可能か？ | 16 |
| 3.10 | ケニアでの VAT 還付金の受領権者は誰か、VAT の還付制度はどのようなものか？ | 16 |
| 3.11 | VAT の支払税額はどのように算定するのか？ | 17 |
| 3.12 | VAT の支払期日および納税申告期日はいつか？ | 17 |
| 3.13 | 休眠企業は VAT の申告を行う必要があるか？ | 17 |
| 3.14 | VAT の登録を抹消できるのはどのような場合か？ | 17 |
| 3.15 | VAT 規則の不遵守に対する処罰はどのようなものか？ | 17 |
| 第 4 章：源泉徴収税 (WHT) | | 18 |
| 4.1 | WHT の徴収や支払いの責任者は？ | 18 |
| 4.2 | WHT の対象となる取引とは？ | 18 |
| 4.3 | WHT の税率は？ | 18 |
| 4.4 | 源泉徴収税はどのように算定するのか？ | 18 |
| 4.5 | 源泉徴収税の納付期限は？ | 18 |
| 4.6 | WHT 規定の不遵守に関する処罰はどのようなものか？ | 18 |
| 第 5 章：割賦支払税 | | 19 |
| 5.1 | 割賦支払税はどのようなものか？ | 19 |
| 5.2 | 割賦支払税はどのように算定するのか？ | 19 |
| 5.3 | 割賦支払税の支払期日はいつか？ | 19 |
| 5.4 | 割賦支払税は法人税の申告時にどのように取り扱われるか？ | 19 |
| 5.5 | 割賦支払税規定の不遵守に関する処罰はどのようなものか？ | 19 |
| 第 6 章：デジタルサービス税 (DST) | | 20 |
| 6.1 | DST とはどのようなものか？ | 20 |
| 6.2 | デジタルマーケットプレイスとはどのようなものか？ | 20 |
| 6.3 | デジタルサービスとはどのようなものか？ | 20 |
| 6.4 | DST は居住者と非居住者の双方に提要されるものか？ | 20 |
| 6.5 | DST の適用外となる例示はあるのか？ | 20 |
| 6.6 | ケニア国内で得られた、または発生した収入とはどのようなものか？ | 20 |
| 6.7 | GSV とはどのようなものか？ | 21 |
| 6.8 | DST の適用に関して閾値はあるのか？ | 21 |
| 6.9 | DST の支払期日および納税申告期日はいつか？ | 21 |
| 6.10 | DST は法人税の申告時にどのように取り扱われるか？ | 21 |
| 第 7 章：個人所得税 | | 22 |
| 7.1 | 個人所得税を納付する必要がある者とは？ | 22 |
| 7.2 | ケニアの居住者に該当する者とは？ | 22 |
| 7.3 | ケニアでは居住者と非居住者の間に課税所得の差異があるか？ | 22 |
| 7.4 | 個人所得税の課税対象となる所得とは？ | 22 |
| 7.5 | 個人所得税の税率は？ | 22 |
| 7.6 | 従業員給付にはどのようなものがあるのか？ | 23 |
| 7.7 | 個人所得から PAYE が免除される額は？ | 23 |
| 7.8 | 個人所得の税額控除は？ | 23 |
| 7.9 | 雇用契約前に国外居住者が取得すべき文書は何か？ | 23 |
| 7.10 | 特別パスで勤務することは可能か？ | 23 |
| 7.11 | 従業員給付から控除される項目にはどのようなものがあるのか？ | 23 |
| 7.12 | PAYE の納付期限は What are the due dates for paying PAYE ? | 24 |
| 7.13 | NSSF とはどのようなものか？ | 24 |
| 7.14 | NSSF はどのように計算されるのか？ | 24 |
| 7.15 | NSSF の支払期限はいつか？ | 24 |

| | |
|--|-----------|
| 7.16 NHIF とはどのようなものか？ | 24 |
| 7.17 NHIF はどのように計算されるのか？ | 25 |
| 7.18 NHIF の支払期限はいつか？ | 25 |
| 7.19 NITA とはどのようなものか？ | 25 |
| 7.20 NITA はどのように計算されるのか？ | 25 |
| 7.21 NITA の支払期限はあるか？ | 25 |
| 7.22 NSSF、NHIF および NITA に関する規定の不遵守に関する処罰はどのようなものか？ | 25 |
| 第 8 章：移転価格 (TP) | 27 |
| 8.1 移転価格とはどのようなものか？ | 27 |
| 8.2 ケニアにはどのような移転価格に関する義務があるか？ | 27 |
| 8.3 移転価格の対象となる取引は？ | 27 |
| 8.4 移転価格規則を遵守すべき者は？ | 27 |
| 8.5 利益なしで本店にサービスを提供する支店は TP の対象か？ | 27 |
| 8.6 移転価格の遵守を証明するために作成すべき文書は？ | 27 |
| 8.7 移転価格文書の記載する事項は？ | 28 |
| 8.8 利害関係者取引であるか判断するための移転価格算定方法は？ | 28 |
| 8.9 移転価格規則の不遵守にはどのような影響があるか？ | 28 |
| 8.10 OECD ガイドラインとケニアの移転価格規則にどのような関連性があるか？ | 28 |
| 第 9 章：物品税 | 29 |
| 9.1 物品税の対象となるものは？ | 29 |
| 9.2 物品税の課税価格は？ | 29 |
| 9.3 物品税の算定時に利用可能な控除は？ | 29 |
| 9.4 物品税に関する還付制度は？ | 29 |
| 9.5 物品税の支払期日および納税申告期日はいつか？ | 29 |
| 第 10 章：関税 | 30 |
| 10.1 ケニアの関税率は？ | 30 |
| 10.2 関税が免除される財はあるか？ | 30 |
| 10.3 課税免除の取得プロセスは？ | 30 |
| 第 11 章：二重課税防止条約 (DTA) | 31 |
| 11.1 ケニアと他国の DTA は、優遇税率は？ | 31 |
| 第 12 章：その他の税 | 33 |
| 12.1 ケニアにその他の税はあるか？ | 33 |

略語一覧

| 略語 | 日本語 | 英語正式名称 |
|---------------|---------------|--|
| CGT | キャピタルゲイン税 | Capital Gain Tax |
| CIF | 運賃保険料込み条件 | Cost, Insurance and Freight |
| CTDL | 飲食および観光開発税 | Catering and Tourism Development Levy |
| DST | デジタルサービス税 | Digital Service Tax |
| DTA | 二重課税防止条約 | Double Taxation Agreement |
| EAC | 東アフリカ共同体 | East Africa Community |
| EACCMA | 東アフリカ共同体関税管理法 | East Africa Community Customs Management Act |
| EBITDA | EBITDA | Earnings Before Interest Taxes Depreciation and Amortization |
| EPZ | 輸出加工区 | Export Processing Zone |
| GTV | 総取引額 | Gross Transaction Value |
| ITA | 所得税法 | Income Tax Act |
| KES | ケニアシリング | Kenya Shillings |
| KRA | ケニア歳入庁 | Kenya Revenue Authority |
| MAPS | 相互協議 | Mutual Agreement Procedures |
| NHIF | 国民健康保険 | National Hospital Insurance Fund |
| NITA | 労働者訓練税 | National Industrial Training Authority |
| NSSF | 国民社会保障基金 | National Social Security Fund |
| PAYE | 源泉課税 | Pay As You Earn |
| PE | 恒久的施設 | Permanent Establishment |
| PIN | 個人識別番号 | Personal identification number |
| PSV | 公共輸送用車両 | Public Service Vehicle |
| IDL | インフラ開発税 | Infrastructure Development Levy |
| SEZ | 経済特区 | Special Economic Zone |
| TP | 移転価格 | Transfer Pricing |
| TPA | 租税手続法 | Tax Procedures Act |
| USD | 米ドル | United States Dollar |
| WHT | 源泉徴収税 | Withholding Tax |
| VAT | 付加価値税 | Value Added Tax |

ケニア税務 Q&A マニュアル

第 1 章：概要

1.1 ケニアの経済の見通しは？

表 1.1：ケニアの概要

| 項目 | 状況 |
|-----------|--|
| 経済政策 | 資本主義に基づく規制自由貿易市場 |
| 貿易ブロック | 東アフリカ共同体、東・南部アフリカ共同市場 |
| 貿易通貨 | ケニアではケニアシリング（KES）、米ドル（USD）それに英ポンドが利用可能。 |
| 人口 | 4,870 万人（2020 年ケニア統計局（エコノミックサーベイ 2021）） |
| 為替管理 | 貿易取引、貿易外取引、資本取引において制限はなし。 銀行は、1 万米ドルを越す取引について、7 日以内にケニア中央銀行に報告することを求められている（マネーロンダリング対策及び犯罪による収益に関する規定）。 |
| 会計期間 | 12 カ月 |
| ケニア国の会計年度 | 7 月 1 日から 6 月 30 日まで |
| 財務報告 | 国際財務報告基準 |
| 言語 | 国語—スワヒリ語 公用語—スワヒリ語、英語 |
| 文書用言語 | 税法上、必要な文書は公用語のうちいずれかで作成する。 日本語で作成した文書は公用語に翻訳しなければならない。 |

1.2 ケニアの課税制度と徴税機関は？

ケニアの課税制度は申告納税で、所得に基づいて税金を課している。ケニアの徴税機関はケニア歳入庁（以下、KRA）である。KRA は徴税に対し、主に以下の二つのシステムを運用している。

表 1.2：KRA のシステム

| システム | 詳細 |
|-------|---|
| iTax | 税金徴収に使用されるウェブベースのシステムで、納税者は以下を行うことができる。 <ul style="list-style-type: none">納税情報の登録と更新納税申告書の提出納税状況の問い合わせ など |
| Simba | 税関・国境管理局での税関書類や通関プロセスの処理で使われるシステムである。 |

KRA は付加価値税（VAT）の登録について、リアルタイムに VAT の状況を把握できる新しいシステムの導入を見込んでいる。新しいシステムについては 2022 年 7 月 31 日までの移行が求められている。

1.3 ケニアの立法機関およびケニアの課税に関する準拠法は？

ケニアの立法機関は二院制で上院と国民議会（下院）があるケニアの課税に関する準拠法は以下のとおりである。

a. 憲法

ケニア憲法はケニアの最高法規で、政府に課税権を付与している。

b. 法制度

表 1.3：法制度の概要

| 税項目 | 法律 |
|--------------------|----------------------|
| 租税手続きおよび管理 | 租税手続法（TPA） |
| 法人税 | 所得税法（ITA） |
| 移転価格（TP） | ITA |
| 個人所得税 - 源泉課税（PAYE） | ITA |
| 源泉徴収税（WHT） | ITA |
| 前払自動車税* | ITA |
| 付加価値税（VAT） | VAT 法 |
| 物品税 | 物品税法 |
| 関税 | 東アフリカ共同体関税管理（EACCMA） |

* 前払自動車税は、ケニアの路上での走行を認可されている商用車（貨物輸送車および乗員輸送車）に関して、KRAに支払われる税である。前払税は実際には、公共輸送用車両（PSV）の認可を取得した時点と車検の予約時に納付される。

1.4 個人識別番号（以下、PIN）はどのように登録するのか？

PINの登録はKRAのiTaxプラットフォームを介して行う。

出所：<http://www.kra.go.ke>

1.5 PINを登録すべき者は誰か？

以下に掲げる者はPINを登録しなければならない。

- 雇用されている者
- 事業を営んでいる者
- 賃貸料に関する所得がある者
- 以下の取引の実行を検討している者 など
 - 土地コミッショナーによる（土地の）権利書の登録、証書の捺印、地代の支払い
 - 開発計画の承認、営業許可証の申請、当局への地代の支払い
 - 自動車の登録、自動車の免許取得
 - 会社の登録
 - 付加価値税の適用
 - 政府省庁および公共団体とのすべての契約
 - 商品の輸入および通関手続き
 - 銀行口座の開設 など

1.6 ケニアではどのような事業体が設立可能か？

表 1.4：ケニアで設立可能な事業体の種類

| 事業体 | 詳細 |
|-----------------------------|--|
| 子会社 | 非公開もしくは公開企業として設立される事業体。 |
| 支店 | 海外企業がケニアで恒久的施設を介して進出しようとする場合に設立される事業体。 |
| パートナーシップ (LLP) | 所有権を共有する2人以上の者が関与し、各パートナーは事業のあらゆる面に貢献し、共同して責任を負う事業体。 |
| 個人事業主 | 所有者が1人で、当該所有者が事業利益に関して個人所得税を支払う事業体。 |
| 協同組合 | 共通の経済、社会および文化的ニーズを満たすために設立される、共同して民主的かつ自主的に管理される事業体。 |
| 非営利団体および非政府組織 (NPO および NGO) | 営利を目的としない社会的な活動を行う事業体。 |

※参考資料：ジェトロ [ケニアにおける事業設立ハンドブック 2019 改定版 \(2019年8月\)](#)

1.7 駐在員事務所はケニアで設立可能な事業体であるか？

ケニアには、駐在員事務所という事業体はない。日本企業がケニアに進出しようとする場合、支店もしくは子会社を設立することができる。

1.8 海外企業（支店）と子会社（現地企業）の差異は何か？

表 1.5：支店と子会社の主な差異

| 詳細 | 支店 | 子会社 |
|--------|---|--|
| 法人 | 支店は非居住者である親会社の延長で、支店の債権や債務は支店とは別の本店である親会社に及ぶ。 | 子会社は別法人で、子会社で生じた債務は子会社の株式資本に限定される。 |
| 設立 | 本店である海外親会社の定款で登記する。よって事業内容は定款内容に限定される。 | 現地法人の定款を起草し、現地で登記する。 |
| 取締役 | 海外親会社と支店の取締役は同じである。 | 子会社独自の別の取締役を任命できる。ケニア人の取締役をたてることは必須ではない。 |
| 法的責任 | 本店と別の法人ではなく、支店の債権や債務は本店に及ぶ。 | 別法人であり、債務は株式資本に限定される。 |
| 税務上の差異 | 表 2.3 を参照のこと。 | |

1.9 ケニアではどのような利益の本国送金方法が利用可能か？

ケニアで利用可能な利益の本国送金方法は複数ある。

表 1.6：利益の本国送金

| 方法 | 詳細 |
|-------------|---|
| 配当 | ある企業が株主に対して、自社の株式持ち分に関して行う分配（現金か財か、解散前か解散中の実施かを問わない）で、会社の清算終了に際し、株式持ち分の発行に関連して自社に当初直接払い込まれた資本の分配を除く。 この方法は子会社のみ利用可能である。配当の課税については、表 4.1 を参照のこと。 |
| マネジメントフィーなど | 経営、技術、代理、契約、専門もしくはコンサルタント業務の対価として個人に行われる支払いで、従業員に対する雇用主の支払いを除く。 この方法は支店と子会社のいずれも利用可能である。管理報酬への課税については、表 4.1 を参照のこと。 |
| 貸付金利息 | 貸付金に関して何らかの方法で支払われる利息で、利息としての割増しもしくは割引や貸付金もしくは与信に関して支払われる約定またはサービス手数料を含む。 この方法は支店と子会社のいずれも利用可能。利息への課税については、表 4.1 を参照のこと。 |
| ロイヤルティー | ロイヤルティーは、以下の使用の対価もしくは使用する権利の対価として行われる支払いである。 <ul style="list-style-type: none"> ● 著作物、芸術作品もしくは科学的成果の著作権 ● ラジオまたはテレビ放送用のフィルムやテープを含む映写機フィルム ● 特許、商標、意匠もしくはモデル、構想、製法または工程 ● 工業用、商業用もしくは科学装置 ● 経験、権利もしくは資産の売却または交換による利益 この方法は支店と子会社のいずれも利用可能である。ロイヤルティーへの課税については、表 4.1 を参照のこと。 |
| 自社株買い | 自社株買いは、企業が株主より株式を買い戻す場合に生じる。 この方法は子会社のみ利用可能である。 |

1.10 子会社および支店は監査を受ける義務はあるか？

会社では、子会社は監査を受けることが義務づけられている。しかし、支店について監査が明確に要求されていないことから、金融機関等の特定の産業の支店を除き、支店は監査されていない。子会社であっても、以下に該当する場合は監査が免除される。

- 小規模会社に該当するとき（以下のすべての条件を充たすとき）
 - 当該年度の売上が 5,000 万 KES を超えない
 - 当該年度末の貸借対照表に記載されている純資産の額が 2,000 万 KES を超えない
 - 当該年度に雇用された平均従業員数が 25 名を超えないなどの会社法上の小会社の定義を充たす
- 休眠会社に該当するとき
- 非営利団体に該当するとき

第2章：法人税

2.1 法人税が課税されるのはどのような所得か？

法人税の課税所得は以下を含む。

- 事業所得
- 受取利息
- 賃借料
- 農業所得
- キャピタルゲイン
- 年金
- 固定資産の処分による所得 など

2.2 法人税を支払う義務があるのは誰か？

すべての企業（支店および子会社）は、ケニアで上げた、もしくはケニアで上げたとみなされる課税所得に関して法人税が課される。ただし、法律により明確に免除される場合はこの限りではない。

また、企業は、収益を上げていない場合でも、法人所得税の納税申告書を提出することが要求される。休眠状態の場合、企業はゼロの法人所得税の納税申告書を提出することが要求される。

2.3 ケニアには小規模事業の優遇税率が設けられているか？

ケニアでは小規模事業に優遇税率が設けられており、売上高 5,000 万 KES 未満の小規模事業は取引高税の納付を選択することができる。

取引高税は小規模事業に適用される直接税で、税率は売上高の 1%である。

しかし、取引高税は、賃貸料、経営もしくは専門家報酬、最終税額となる源泉徴収税の対象所得には適用されない。

2.4 法人税率は？

法人税率は以下のとおりである。

表 2.1：法人税率の一覧

| 詳細 | 料率 |
|------------------------|-------|
| 居住者扱いの事業体（公開および非公開企業）* | 30% |
| 非居住者扱いの事業体（支店） | 37.5% |

* 新規上場企業は別途軽減法人税率の定めがある。

2.5 企業の課税所得はどのように算定するのか？

子会社の課税事業所得は、会計上の利益から損金不算入費用を調整し、損金算入費用を差し引くことで算定される。

表 2.2：法人税の算定例

| 詳細 | KES | KES |
|-----------------------|------------|------------|
| 純利益 | | 9,000,000 |
| 加算 | | |
| 会計上の減価償却費 | 500,000 | |
| 個人的費用（会社の事業に関連性のない費用） | 1,000,000 | |
| 税金費用 | 1,000,000 | |
| 非課税所得に関連する費用 | 500,000 | |
| 加算合計 | | 3,000,000 |
| 減算 | | |
| 税務上の減価償却費 | △1,000,000 | |
| その他の控除可能費用 | △200,000 | |
| 非課税所得 | △200,000 | |
| 減算合計 | | △1,400,000 |
| 課税所得 | | 10,600,000 |
| 税率 30% の場合の税額 | | 3,180,000 |

2.6 損金不算入費用の構成項目は何か？

所得を生み出す過程において、完全にまたは排他的に発生していない以下の支出。

- 会計上の減価償却費
- 明らかに業務上で発生するもの以外の個人的費用
- 保険や契約によって補償される費用 など

2.7 損金算入費用の構成項目は何か？

所得を生み出す過程において、完全にまたは排他的に発生した以下の支出。

- 税務上の減価償却費
- 労務費
- 投資所得を上げるために行った借入金の支払利息（ただし、上げた投資所得の額に制限される）
- 認可された慈善団体への寄付金
- 当局のガイドラインを充たす貸倒損失 など

2.8 支店と子会社の課税所得の算定に差異はあるか？

支店は、本支店費用と通常よばれる本店に支払う費用を含めることはできない。上記表 2.2 の例では、支店は、本店に支払う費用を損金不算入として、同様の課税計算を行う。子会社は別の法人であることから、本支店費用はなく、課税計算は表 2.2 のとおりとなる。

2.9 本支店費用とはどのようなものか？

本支店費用は、ケニアの支店がその親（本店）から受領したサービスについて計上する費用である。本支店費用の例は以下のとおりである。

- 経営報酬（マネジメントフィー）
- 専門家報酬（プロフェッショナルフィー）
- 利息およびロイヤルティー など

2.10 設立日前に発生した費用を損金算入できるか？

損金算入可能である。事業開始日前に事業に関連して発生した費用は、当該費用が事業開始日後に発生していれば、控除可能であった場合、事業開始日に発生したとみなされる。例としては、事業開始時に発生した法的費用である。

2.11 日本の本店の従業員を接待するために、事業関連費用が支店で発生した場合、その費用はケニアの支店で損金算入されるか？

損金算入されない。当該費用は本店に関連し、損金算入されない。

2.12 日本の関連企業の従業員の受け入れにより事業関連費用が子会社で発生した場合、その費用は損金算入されるか？

損金算入される。子会社が事業所得を生み出す過程において、完全にまたは排他的に当該費用が発生した場合、それは損金算入費用である。

2.13 支店と子会社の税務上の取り扱いにどのような差異があるか？

表 2.3：支店と子会社の税務上の取り扱いの例

| 項目 | 支店 | 子会社 |
|---------------------------|---|---|
| 法人税 | 課税所得に対して 37.5%。 | 課税所得に対して 30%。 |
| 課税所得 | 課税所得の算定時、支店が本店に支払う利息、ロイヤルティ、為替差損益または経営もしくは専門家報酬は考慮されない。 | 課税所得の算定時、課税所得を生み出す過程において、完全にまたは排他的に生じるすべての費用が考慮される。 |
| 本国への利益送金 | 0%。 | (配当の場合) 非居住者に支払われる配当に対して 15%の源泉徴収税。 |
| 補償税 (Compensating tax) | 該当なし。 | 子会社が課税対象外の利益から配当を支払う場合に発生する。 |
| 過少資本税制* | 該当なし。 | 過少資本については負債と資本の比率によって適用される。 |
| 移転価格税制 | TP 規則に準拠。 | TP 規則に準拠。 |

* 過少資本税制：企業が海外企業に支配され、年度中のいずれかの時点における会社の借入金総額の最高額が当該企業の利益準備金（累計損失を含む）と、当該企業のすべての種類の株式の払込済資本の合計の 3 倍を超える場合、当該企業は過少資本である。過少資本の企業は、超過借入金の利息が制限され、当該借入金に伴う為替差損は、当該借入金返済され、過少資本の状態が解消されるまで、繰り延べられる。なお、2022 年 1 月 1 日以降は従来の計算方法ではなく、EBITDA の 30%を上限とした計算方法に変更される予定である。

2.14 法律でどのような税制優遇措置が設けられているか？

法定の税制優遇措置の例は以下のとおりである。

表 2.4： 税制優遇措置の例

| 項目 | 内容 |
|-----------------------|--|
| 認可された投資家に対する優遇措置 | |
| 製造用建物・機械に関する投資控除 | <ul style="list-style-type: none"> 製造のために使用される建物および機械に関する優遇措置。 |
| 工業用建物に関する投資控除 | <ul style="list-style-type: none"> 工業用建物として使用される建物への資本支出に関する優遇措置。 |
| 公的支出に関する投資控除 | <ul style="list-style-type: none"> 学校や病院、道路建設費用に関する優遇措置。 |
| 電気通信分野に関する投資控除 | <ul style="list-style-type: none"> 電気通信機器への資本支出に関する優遇措置。 |
| コンピュータ・ソフトウェアに関する投資控除 | <ul style="list-style-type: none"> 事業で使用するコンピュータ・ソフトウェアの使用権の資本支出に関する優遇措置。 |
| 農作業に関する投資控除 | <ul style="list-style-type: none"> 農業従事者が農作業のために資本支出を行った場合の優遇措置。 |
| 輸出加工区（EPZ）に対する優遇措置 | <ul style="list-style-type: none"> 輸出向け商品の製造を目的とした活動を行う特定の指定企業（輸出加工区）に対しての優遇措置。 |
| 経済特区（SEZ）に対する優遇措置 | <ul style="list-style-type: none"> 経済特区での使用を目的とした建物や機械への資本支出などに関する優遇措置。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> 新規上場企業、医療サービス、保険、住宅ローン、退職金などに関する優遇措置。 |
| その他のビジネスに対する優遇措置 | |
| 資本控除 | <ul style="list-style-type: none"> 各種資産に関する減価償却。 |

表 2.5： 投資控除の例

| 項目 | 控除率（%） |
|---------------|--------|
| 工場/機械 | 100 |
| 建物（製造用） | 10 |
| 電気通信機器 | 20 |
| コンピュータ・ソフトウェア | 20 |
| 農作業に関する資本支出 | 100 |

2.15 ケニアにおける税務上の減価償却の対象資産は何か、またその減価償却率は？

表 2.6： 減価償却率の例示

| 項目 | 控除率 |
|-----------------------------------|--------------------------|
| 建物に関する資本的支出 | |
| ホテル | 初年度 50%で残りは毎年 25%ずつを均等控除 |
| 建物（製造用） | 初年度 50%で残りは毎年 25%ずつを均等控除 |
| 病院 | 初年度 50%で残りは毎年 25%ずつを均等控除 |
| 石油・ガス貯蔵施設 | 初年度 50%で残りは毎年 25%ずつを均等控除 |
| 教育用建物 | 10%ずつを均等控除 |
| 商業施設 | 10%ずつを均等控除 |
| 機械に関する資本的支出 | |
| 機械（製造用） | 初年度 50%で残りは毎年 25%ずつを均等控除 |
| 病院用機械 | 初年度 50%で残りは毎年 25%ずつを均等控除 |
| 船舶または航空機 | 初年度 50%で残りは毎年 25%ずつを均等控除 |
| 鉱業権等に基づく探鉱作業に使用される機械類 | 初年度 50%で残りは毎年 25%ずつを均等控除 |
| 自動車および重機 | 25%ずつを均等控除 |
| コンピュータ、コンピュータ周辺機器、電卓、複写機およびソフトウェア | 25%ずつを均等控除 |
| 許可を受けた映画製作者による撮影機器 | 25%ずつを均等控除 |
| 家具・備品 | 10%ずつを均等控除 |
| 通信機器 | 10%ずつを均等控除 |
| その他の機械 | 10%ずつを均等控除 |
| 農作業に関する資本的支出 | 初年度 50%で残りは毎年 25%ずつを均等控除 |

2.16 以下の区域でどのような投資優遇措置が設けられているか？

a) 経済特区（以下、SEZ）

SEZ は政府により区分された指定地域で、通常は海外直接投資の促進を目的とし、国内の他の地域に比べて特別の税法が設けられている。

表 2.7：経済特区における課税の例

| 項目 | 優遇措置 |
|------|--|
| 課税免除 | すべての認可 SEZ 事業体（SEZ 開発業者、運営事業者および企業）は、SEZ 事業体としての認可に準拠して実施する取引すべてについて、物品税法および EACCMA に基づく、すべての租税公課が免除される。 |
| 法人税 | 当初 10 年間は 10%、その後 10 年間は 15%、それ以降は 30%が課される。 |
| WHT | 専門家サービス、ロイヤリティ及び非居住者に対する利子に関する WHT は 5%。配当に関する WHT は 15% |
| VAT | SEZ 企業への供給は、VAT は 0%扱いとなる。 |
| 投資控除 | EPZ の建物や機械への新規投資に対して 100%の投資控除が可能となる。 |
| 印紙税 | 経済特区の企業、開発業者および運営事業者の業務に関連する法律文書の作成に関する印紙税は免除される。 |

b) 輸出加工区（以下、EPZ）

EPZ は、政府が経済成長を促進するため障壁のない環境として指定した国内の特別地域である。ケニアの EPZ において導入された財は、輸入関税および税に関する限り、アクセス管理により適切に制限された関税領域外であると通常みなされる。

表 2.8：輸出加工区における課税の例

| 項目 | 優遇措置 |
|------|--|
| 課税免除 | すべての認可 EPZ 事業体（EPZ 開発業者、運営事業者および企業）は、EPZ 事業体としての認可に準拠して実施する取引すべてについて、物品税法、ITA、EACCMA および VAT に基づくすべての支払い租税公課が免除される。 EPZ 企業は、機械や設備等の適格な業務に関するすべての輸入品について、関税法および物品税法ならびに VAT 法に基づくすべての現在および将来の租税公課が免除される。 |
| 法人税 | 当初 10 年間、課税免除となる。その後 10 年間は 25%が課される。それ以降は、30%が課される。 |
| WHT | 法人税免除の当初 10 年間に非居住者に行われた配当およびその他の支払いに関する WHT は免除される。。 |
| VAT | EPZ 企業への供給は、VAT が免除される。EPZ 企業は VAT 登録が免除され、EPZ への課税物品およびサービスの供給の VAT の料率は 0%となる。 |
| 投資控除 | EPZ の建物や機械への新規投資に対して 100%の投資控除が可能となる。 |
| 印紙税 | 経済特区の企業、開発業者および運営事業者の業務に関連する法律文書の作成に関する印紙税は免除される。 |

2.17 課税が免除される所得はあるか？

以下の所得は課税が免除される例示である。

- ケニア郵便貯蓄銀行に保有する貯蓄口座の利息
- 登録された年金制度の収入登記されたベンチャー・キャピタル企業が受領した配当。
- Capital Markets Authority Act に基づき認可された事業期間 24 カ月以下のディーラーによるケニアでの証券取引事業の取引利益 など

2.18 法人税に対する税額控除はどのようなものか？

法人税に対する税額控除の例示は以下のとおりである。

- 商用車に関して支払われた前払税など
- 当年に支払われた割賦支払税
- 既に控除された WHT
- 特別な取り決めに基づく外国税額控除 など

2.19 割賦支払税はどのように算定するのか？

割賦支払税とは、当年の支払法人税を納付するために行われる四半期ごとの前払税である。詳細は第 5 章を参照のこと。

2.20 支払税金はどのように算定するのか？

支払税金は、特定の所得年度について前払いされた税金を差し引いた年間の支払税と定義されている。支払税金は以下の例に表示されているとおり計算される。

表 2.9：支払税金の計算例

| 項目 | KES |
|-------------|-----------|
| 差引前の当年の支払税金 | 1,000,000 |
| 差引： | |
| 割賦支払税 | △600,000 |
| 前払支払税 | △100,000 |
| WHT の控除額 | △50,000 |
| 当年に支払うべき税金 | 250,000 |

2.21 法人税の納付期限はいつか？

表 2.10：法人税の納付期限

| 項目 | 納付期限 |
|--------------|--|
| 割賦支払税 | 会計期間の 4 カ月目、6 カ月目、9 カ月目および 12 カ月目の 20 日。 |
| 確定申告に基づく支払税金 | 会計期間末から 4 カ月目の末日。 |

2.22 法人税申告書の提出期限はいつか？

法人税申告書は原則として会計期間末から 6 カ月目の末日、もしくはそれ以前に提出しなくてはならない。

2.23 過年度に法人税を納付していなかった場合、遡及的に法人税を納付する義務があるか？

納付義務がある。過年度に法人税を納付していなかった場合、その法人税を、罰金およびその期間に発生した利息と合わせて、納付しなければならない。

2.24 税務上の損失はどのように処理されるのか？

税務上の損金は、同じ源泉からの所得に対して無期限に繰り越すことができる。

2.25 法人税の納税申告書の提出のために、どのような文書を作成する必要があるのか？

法人税の納税申告書の提出のために作成する必要がある文書は以下のとおりである。

- 財務諸表

- 法人税の計算書（表 2.2 を参照）

2.26 不遵守の違反および罰金はあるか？

不遵守の違反および罰金があり、以下に例示する。

表 2.11：不遵守の罰金の例示

| 詳細 | 罰金の内容 |
|-----------------|---|
| PAYE の申告遅延 | 税額の 25%または 10,000KES のいずれか高い方 |
| PAYE の支払い遅延 | 税額の 5%と月利 1%の利息 |
| VAT の源泉徴収義務違反 * | 税額の 10% |
| WHT の支払い遅延 | 税額の 5% |
| MRI の申告遅延 ** | 個人の場合：税額の 5%または 2,000KES のいずれか高い方 法人の場合：税額の 5%または 20,000KES のいずれか高い方 |
| MRI の支払い遅延 | 税額の 5%と月利 1%の利息 |
| 印紙税の支払い遅延 | 税額の 5% |
| 物品税の申告遅延 | 税額の 5%または 10,000KES のいずれか高い方 |
| 物品税の支払い遅延 | 税額の 5%と月利 1% |
| VAT の申告遅延 | 税額の 5%または 10,000KES のいずれか高い方 |
| VAT の支払い遅延 | 税額の 5%と月利 1% |
| 法人税の申告遅延 | 税額の 5%または 20,000KES のいずれか高い方 |
| 法人税の支払い遅延 | 税額の 5%と月利 1% |
| PIN に関する違反 | 個々の違反につき 2,000KES |

* サプライヤーと VAT 源泉徴収エージェントに任命された顧客の両方が VAT を申告する制度である。源泉徴収義務者は、政府機関、地方公共団体、銀行、金融機関、協同組合、保険会社、輸出業者等である。サプライヤーが指定された VAT 源泉徴収エージェントに商品を提供し、インボイスを発行すると、VAT 相当を差し引いた金額で支払いが行われる。当該エージェントは、サプライヤーが VAT を登録しているか否かにかかわらず、VAT を源泉徴収し、源泉徴収された VAT を記載した源泉徴収票をサプライヤーに発行する。この証明書によりサプライヤーは源泉徴収された VAT を還付することができる。

** Monthly Rental Income Tax の略であり、賃料収入に該当するもの、当月分を翌月 20 日までに申告・支払うことが求められている。

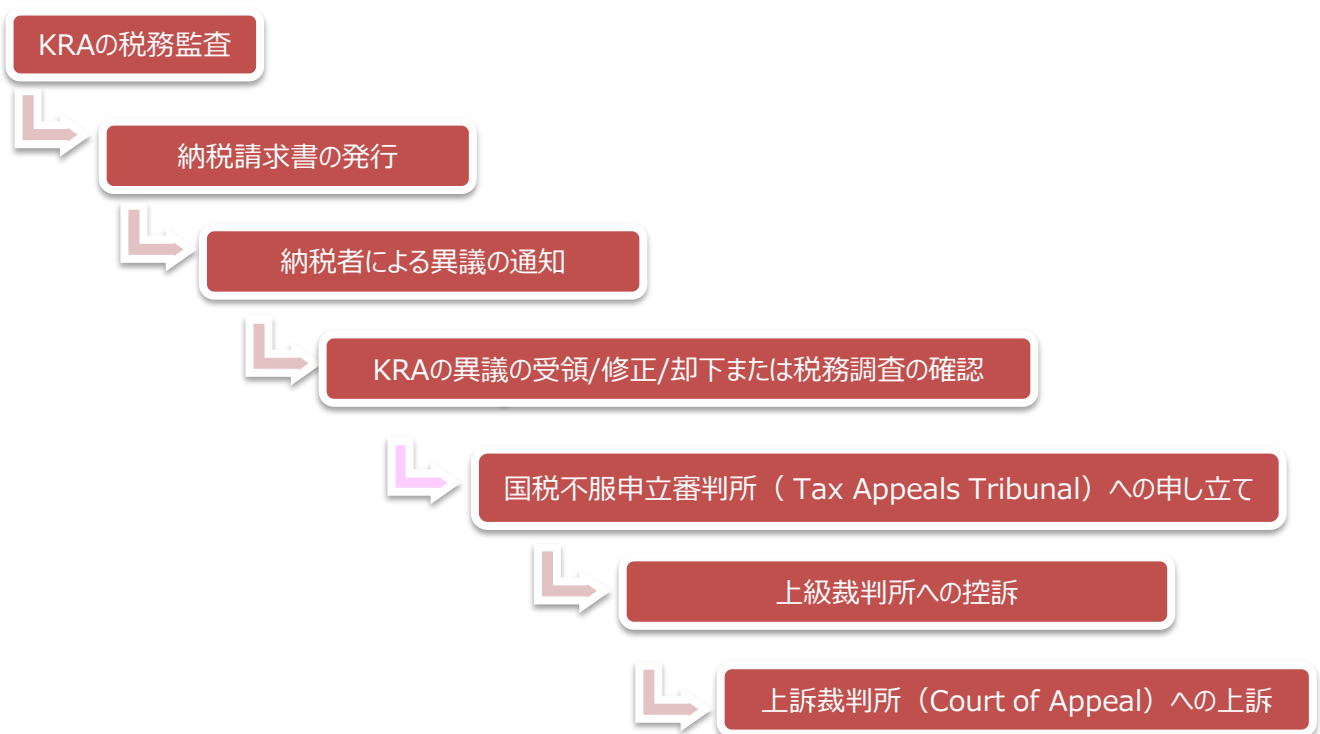
2.27 ケニアの税務監査はどのように実施されるのか？

KRA はケニアに所在する企業について、監査を実施する権利を有する。KRA の監査プロセスの概要は以下のとおりである。



2.28 税務調査を受けた納税者にどのような救済方法があるのか？

納税者は以下のとおり、税務調査について異議申し立てが可能である。



第3章：付加価値税（以下、VAT）

3.1 VATについて登録の必要な者は？

12カ月間で500万KESを越す付加価値税の課税対象となる供給品を供給した、または供給すると見込まれる者。

3.2 課税対象の供給とは何か？

課税対象の供給とは、ケニアの登録者が行う免税供給以外の商品もしくはサービスの供給をいう。

VAT法で定義されるとおり、免税供給とは、VAT法に明記された商品もしくはサービスのいずれかの供給をいう。例としては、金融および保険サービスの供給、各種農産品および肥料の供給などである。

3.3 VATの対象となるのは何か？

VATの対象は以下のとおりである。

- VATの免除が明示されていない国内のすべての財もしくはサービスの供給
- 輸入品
- 輸入サービス

3.4 VATの税率は？

VATの税率は以下のとおりである。

表 3.1：VATの税率

| 種類 | 税率 | 例示 |
|--------|-----|---|
| 非課税供給 | 0% | <ul style="list-style-type: none">• コーヒーもしくは紅茶の卸売市場への輸出用コーヒーおよび紅茶の供給• コモンウェルスへの供給• 航空会社の国際線での乗客の輸送 など |
| 一般的な供給 | 16% | <ul style="list-style-type: none">• 輸入された財およびサービス• 食品、ハードウェア、および建設設備等の一般的な供給品等 |
| 免税供給 | Nil | <ul style="list-style-type: none">• 財もしくは課税対象サービスの輸出（2021年7月1日より）• 農業用病害虫駆除製品• ヒト用ワクチンおよび家畜用医薬品• 小麦およびトウモロコシの粉• 金融サービス など |

3.5 VATはどのように算定するのか？

課税価格 × VATの税率

輸入財に関しては、CIF 価格+輸入関税（Import duty）+物品税（Excise duty）にVATの税率を乗じたものがVAT価格となる。。

3.6 タックス・インボイスには何が記載されるのか？

表 3.2：インボイスの内容

記載内容例示

- 供給業者の名称、住所、VAT 登録番号および PIN
- 自動登録機の Electronic Tax Registers (ETR) もしくは電子署名デバイス (ESD) により生成されるインボイスの通し番号
- インボイス作成日
- 供給日 (インボイス作成日と異なる場合)
- 供給先の名称、住所。供給業者に通知されている場合には VAT 登録番号、および PIN
- 供給された財もしくはサービスの品目、数量および価格
- 財およびサービスそれぞれに課される税率および税額
- 財もしくはサービスの課税価格 (請求価格と異なる場合)
- 供給が現金と掛け売りのいずれであるか、割引額
- 供給の総額と VAT の総額
- インボイス発行者の企業ロゴ
- 自動登録機の識別番号 (ID)

3.7 売上 VAT に対して禁止されている仕入 VAT の控除はどのようなものか？

以下の供給に関する仕入 VAT は、売上 VAT からの控除を禁止されている。

- 乗用車もしくは小型バスの取得および修繕維持費。ただし、係る車両が在庫品である場合はこの限りではない。
- 娯楽、飲食および宿泊サービス。ただし、例外あり。
- 非事業関連の供給に関連する仕入 VAT
- 請求期限を過ぎたもしくは不適切なインボイスの仕入 VAT。

3.8 仕入 VAT の請求期間は？

仕入 VAT の税控除の異議申し立ては、インボイス作成日もしくは輸入に関する VAT 支払いから 6 カ月以内に行わなければならない。

3.9 インボイス作成日が VAT 登録日前である場合、仕入 VAT の請求は可能か？

請求は可能である。ただし、仕入 VAT の請求は、VAT 登録日から 3 カ月以内に行う。

3.10 ケニアでの VAT 還付金の受領権者は誰か、VAT の還付制度はどのようなものか？

仕入 VAT の還付金の請求は、財およびサービスの提供の結果として 0% の非課税供給をする者が行うことができる。

超過仕入 VAT の税額控除は、仕入 VAT が VAT の納税申告書に記載された日から 12 カ月以内に還付金として請求しなければならない。

3.11 VATの支払税額はどのように算定するのか？

表 3.3 : VATの算定例

| 項目 | KES |
|----------|------------|
| 売上 VAT | 2,000,000 |
| 仕入 VAT | Δ1,500,000 |
| VAT 支払税額 | 500,000 |

3.12 VATの支払期日および納税申告期日はいつか？

翌月の 20 日が期限で、同日までに支払う。

3.13 休眠企業は VAT の申告を行う必要があるか？

VAT の登録を行っている休眠企業は、VAT 義務の登録抹消まで、期日までにゼロの納税申告書を提出しなければならない。

3.14 VAT の登録を抹消できるのはどのような場合か？

以下の場合、納税者は VAT の登録を抹消することができる。

- a) 納税者が課税対象の供給を取りやめる場合
- b) 納税者の課税対象の供給が年 500 万 KES の基準を下回る場合

3.15 VAT 規則の不遵守に対する処罰はどのようなものか？

不遵守の罰金および利息については 2.26 を参照のこと。

第4章：源泉徴収税（WHT）

4.1 WHTの徴収や支払いの責任者は？

WHTの徴収および支払いは、WHTの対象サービスの供給業者に支払いを行う居住者が責任を負う。サービスの供給業者は居住者もしくは非居住者で、WHTはこの両者に課される。

ケニアの国内企業に支払いを行う海外企業は、ケニアの法律により規制されないことから、源泉徴収税についてはいかなる義務も負わない。

4.2 WHTの対象となる取引とは？

WHTの対象となる取引は、支払利息、配当、経営もしくは専門家報酬、ロイヤルティーなどが挙げられる。

4.3 WHTの税率は？

表 4.1：WHTの税率表の例示

| 項目 | 居住者 | 非居住者 |
|---|--------|------|
| 配当 | | |
| • 12.5%以上の議決権保有先（親会社等）に対するもの | Exempt | 15 |
| • 12.5%未満の議決権保有先に対するもの | 5 | 15 |
| 利息 | | |
| • 無記名債 | 25 | 25 |
| • 期間2年以上の無記名国債 | 15 | 15 |
| • 満期が10年以上の無記名債 | 10 | N/A |
| • その他 | 15 | 15 |
| ロイヤルティー | 5 | 20 |
| 賭博からの所得 | 20 | 20 |
| 経営報酬・専門家報酬（Management or professional fees） | 5 | 20 |
| コンサルタントフィー（EAC加盟国の市民に対するもの） | 5 | 15 |
| 賃貸料/リース料 | | |
| • 不動産 | N/A | 30 |
| • その他 | N/A | 15 |

4.4 源泉徴収税はどのように算定するのか？

WHTの算定方法は以下のとおりである。

$$\text{源泉徴収税の税率} \times \text{支払額(VAT除く)} = \text{WHT}$$

4.5 源泉徴収税の納付期限は？

控除されたWHTの送金期限は、支払いの翌月の20日までである。

4.6 WHT規定の不遵守に関する処罰はどのようなものか？

不遵守の罰金および利息については質問2.26を参照のこと。

第5章：割賦支払税

5.1 割賦支払税はどのようなものか？

割賦支払税とは、当年の支払法人税を納付するために行われる四半期ごとの前払税である。

5.2 割賦支払税はどのように算定するのか？

四半期ごとに支払う割賦支払税は以下のうちいずれかである。

- a) 源泉徴収された源泉徴収税を除いた当年度の予想支払税額の 25%
- b) 源泉徴収された源泉徴収税を除いた前年度ベースの査定税額に 110%を掛けた金額の 25%

5.3 割賦支払税の支払期日はいつか？

四半期ごとの支払いであり、それぞれの支払期日は以下のとおりである。

表 5.1：割賦支払税の支払いスケジュール

| 回数 | 支払期日 |
|----------------|-------------------------|
| 1 回目 | 期首から起算して 4 カ月目の 20 日まで |
| 2 回目 | 期首から起算して 6 カ月目の 20 日まで |
| 3 回目 | 期首から起算して 9 カ月目の 20 日まで |
| 4 回目 | 期首から起算して 12 カ月目の 20 日まで |
| 最終回（通常の法人税の納税） | 会計年度終了後 4 カ月目の最終日まで |

5.4 割賦支払税は法人税の申告時にどのように取り扱われるか？

年度を通じて支払った割賦支払税は法人税の前払という取り扱いになるため、確定申告の際に前払税額分が控除される。

5.5 割賦支払税規定の不遵守に関する処罰はどのようなものか？

不遵守の罰金および利息については質問 2.26 を参照のこと。

第6章：デジタルサービス税（以下、DST）

6.1 DSTとはどのようなものか？

DSTは、デジタルマーケットプレイスを含むインターネットや電子ネットワーク上で行われるビジネスから発生する所得に対して支払われる税金である。

総取引量（GTV）の1.5%が課税額となる。

6.2 デジタルマーケットプレイスとはどのようなものか？

デジタルマーケットプレイスとは、ユーザーがほかのユーザーにサービス、商品、その他の財産を販売または提供できるオンラインプラットフォームを意味する。

6.3 デジタルサービスとはどのようなものか？

デジタルサービスとは、デジタルマーケットプレイス上で提供されるサービスであり、以下が例示である。

- ダウンロード可能なデジタルコンテンツ
- ケニアのユーザーに関するデータを収益化するあらゆる形態のもの
- サブスクリプション型のメディア
- 電子的手段によるデータ管理
- チケットのオンライン販売
- 検索エンジン関連サービス
- E-ラーニング
- デジタルマーケットプレイスを通じて提供されるその他のサービス

6.4 DSTは居住者と非居住者の双方に課税されるものか？

DSTは該当する所得が発生した非居住者にのみ適用される。

6.5 DSTの適用外となる例示はあるのか？

以下の場合にDSTは課税適用されない。

- WHTの対象となる所得
- ケーブル、無線通信、光ファイバー、テレビ放送、超小型端末、インターネット等でメッセージを送信する事業に関する所得
- 金融商品、コモディティ、外国為替の支払い、貸出、取引を促進するオンラインサービスからの所得
など

6.6 ケニア国内で得られた、または発生した収入とはどのようなものか？

ケニアに所在するユーザーにデジタルサービスを提供する場合、または提供を促進する場合、DSTの対象となる。以下の場合、ケニアに居住しているとみなされる。

- 利用者がケニアに所在する端末からデジタルサービスを受ける場合（端末にはコンピュータ、タブレット、携帯電話が含まれる）
- デジタルサービスに対する支払いがケニアに所在する金融機関または企業によって提供されるデビットまたはクレジット機能を使用して行われる場合
- デジタルサービスがケニアに登録されたインターネットプロトコルアドレスまたはケニアに割り当てられた国際携帯電話の国コードを介して取得される場合
- 利用者が事業を行っている場合、その事業のために必要な資金を調達している場合
など

6.7 GSV（総取引量）とはどのようなものか？

GSVは以下のとおりであり、VATを除いた額である。

- デジタルマーケットプレイスプロバイダーの場合は、プラットフォームの使用に対して支払われた手数料または料金
- デジタルサービスプロバイダーの場合は、提供されたサービスに関して受け取った対価

6.8 DSTの適用に関して閾値はあるのか？

DSTの適用に関して閾値はない。

6.9 DSTの支払期日および納税申告期日はいつか？

翌月の20日が期限で、同日までに支払う。また、ケニアにPINを持たない非居住者は、簡易税務登録を行い納税を行うか、任命された現地代理人を通じて納税を行う。

6.10 DSTは法人税の申告時にどのように扱われるか？

ケニアに恒久的施設（PE）を持たない非居住者や企業にとって、DSTは最終的な税金であり、年度末の所得税と相殺することはできない。

第7章：個人所得税

7.1 個人所得税を納付する必要がある者とは？

ケニアで所得を上げている、もしくは所得を上げたと思われる居住者または非居住者。

7.2 ケニアの居住者に該当する者とは？

居住者とは、ケニアに恒久的な住居を持ち、検討対象の特定の所得年度中に一定のある期間、ケニアに所在していた者である。

または、ケニアに恒久的な住居を持たないが、以下のいずれかに該当する者である。

- 当該所得の年に合計 183 日以上、ケニアに所在していた。
- 当該所得の年および、それ以前の 2 年の所得の年にそれぞれ、平均 122 日超、ケニアに所在していた。

非居住者が出張のためケニアに所在し、上記に基づく居住者に該当しない場合、ケニアで納税する義務を負わない。ただし、ケニアにいる間に所得が発生した場合はこの限りではない。

7.3 ケニアでは居住者と非居住者の間に課税所得の差異があるか？

表 7.1：課税所得

| 居住者 | 非居住者 |
|--------|--------------|
| 全世界所得* | ケニアで発生した所得** |

* 全世界所得：居住者は、雇用報酬を得た全世界での雇用所得に課税される。

** ケニアで発生した所得：非居住者は、ケニアでの雇用所得にのみに課税される。その他の国での他の雇用所得はケニアでは課税されない。

7.4 個人所得税の課税対象となる所得とは？

個人所得税の課税所得は、以下からの利益である。

- 事業
- 勤務もしくは提供サービス
- 賃貸収入
- 雇用に関するすべての便益 など

7.5 個人所得税の税率は？

個人所得税は以下に例示するとおり、累進的に算定される。

表 7.2：年間ベースの算定表

| 年間課税所得 (KES) | 税率 |
|-----------------------|-----|
| 最初の 288,000KES | 10% |
| 次の 100,000KES | 25% |
| 388,000KES を超えるすべての収入 | 30% |

7.6 従業員給付にはどのようなものがあるのか？

表 7.3：従業員給付の例示

| 項目 | 詳細 |
|---------------|---|
| 現金給付 | |
| 日当 | 職場外での勤務について 2,000 KES 未満の金額は課税されない。 |
| 日現金給付 | |
| 自動車 | 自動車の初期費用の月 2%、もしくは国税局長の指定割合のいずれか高い割合。 |
| 食事 | 従業員一人あたり年 4 万 8,000 KES までは課税されない。 |
| 扶養家族の学費 | 雇用主が負担する場合、従業員は当該手当に課税されない。 |
| 住宅手当 | 雇用主が従業員に住居を提供する場合に算定される。住宅手当は以下のいずれか高い額である。 <ul style="list-style-type: none"> ● 総雇用所得の 15% ● 住宅の公正市場での賃貸価値 ● 雇用主の支払った実際の賃貸料 |
| 無利息または低金利での融資 | 国税局長の指定する利率と請求利率との差異は、雇用主に課される課税対象の雇用給付とみなされる。 |
| その他の非現金給付 | 給付が行われるが、その税率が事前に定められていない場合、当該給付は年間 36,000 KES 未満であれば、課税されない。 |

7.7 個人所得から PAYE が免除される額は？

PAYE を免除される所得とは以下を控除したものである。

- 年間 96,000 KES までの指定された住宅保有制度への拠出
- 年間 240,000 KES までの年金拠出
- 年間 300,000 KES までの住宅ローンの金利負担
- 国民社会保障基金（NSSF）への拠出

7.8 個人所得の税額控除は？

個人所得の税額控除は以下のとおりである。

- 支払税額から月 2,400 KES もしくは年 28,800 KES の税額控除
- 生命保険、健康保険、教育保険のうち、満期が 10 年以上のものについて、年額 60,000KES を超えない範囲で保険料の 15%

*NHIF の拠出金に対しては最大で月 255KES（NHIF の最大月額拠出金である 1,700KES の 15%）の税額控除が適用される。

7.9 雇用契約前に国外居住者が取得すべき文書は何か？

- 労働許可証（Work permit）
- 外国人登録書（Alien card）
- PIN

7.10 特別パスで勤務することは可能か？

ケニアでは特別パスで勤務可能であるが、特別パスは 3 カ月以下の期間で発行される。

7.11 従業員給付から控除される項目にはどのようなものがあるのか？

従業員給付から控除される法的控除は以下のとおりである。

表 7.4：従業員給付から控除される項目

| 項目 | 金額 | 支払期限 |
|-----------------|------------------------------------|---------|
| PAYE | 表 7.2 を参照のこと | 翌月 9 日 |
| NSSF (国民社会保障基金) | 所得の金額に 6% を乗じた金額 | 翌月 15 日 |
| NHIF (国民健康保険) | 月 150 ~ 1,700 KES (所得金額に応じて異なる) | 翌月 9 日 |

* 従業員給付からは控除されないものの、雇用主が負担する費用として NITA (労働者訓練税) が挙げられる。雇用者 1 人あたり月 50KES が課され、事業年度末の翌月 9 日までに 1 年分を一括で申告・支払うことが求められる。

7.12 PAYE の納付期限は？

PAYE の納付期限は、支払いの翌月の 9 日までである。

7.13 NSSF とはどのようなものか？

NSSF は、ケニア経済の正規・非正規部門の従業員の退職金を集め、保管し、責任を持って投資し、分配することを目的とした国家機関である。

NSSF には雇用者と従業員の両方が参加することが義務付けられている。

7.14 NSSF はどのように計算されるのか？

従業員の NSSF への拠出額は、総収入に応じて月額 360KES から最大 1,080kES までとなっている。また、雇用者は、同額の拠出金を上乗せして拠出する。

7.15 NSSF の支払期限はいつか？

NSSF は翌月 15 日までに支払う。

7.16 NHIF とはどのようなものか？

NHIF は、手頃な価格で利用しやすく持続可能で質の高い医療保険を提供し、国民皆保険を実現することを目的とした半官半民の組織である。被雇用者の参加は義務であり、雇用主は従業員給付より控除して送金する。

7.17 NHIF はどのように計算されるのか？

NHIF は以下のように計算される。

a) フォーマルセクター（例：就業者）

表 7.5：NHIF の早見表

| 月間の総収入 (KES) | 毎月の拠出額 (KES) |
|-----------------|--------------|
| 5,999 以下 | 150 |
| 6,000 – 7,999 | 300 |
| 8,000 – 11,999 | 400 |
| 12,000 – 14,999 | 500 |
| 15,000 – 19,999 | 600 |
| 20,000 – 24,999 | 750 |
| 25,000 – 29,999 | 850 |
| 30,000 – 34,999 | 900 |
| 35,000 – 39,999 | 950 |
| 40,000 – 44,999 | 1,000 |
| 45,000 – 49,999 | 1,100 |
| 50,000 – 59,999 | 1,200 |
| 60,000 – 69,999 | 1,300 |
| 70,000 – 79,999 | 1,400 |
| 80,000 – 89,999 | 1,500 |
| 90,000 – 99,999 | 1,600 |
| 100,000 以上 | 1,700 |

b) インフォーマルセクター（例：個人事業主）

毎月の拠出額は 500KES である。

7.18 NHIF の支払期限はいつか？

NHIF は翌月 9 日までに支払う。

7.19 NITA とはどのようなものか？

NITA は、ケニアにおける産業トレーニングの質と効率の高さを促進し、産業界のあらゆるレベルにおいて専門的なトレーニングを受けた人材を十分に供給することを目的とした国営企業であり、雇用者の参加が義務付けられている。

7.20 NITA はどのように計算されるのか？

NITA は、従業員 1 人あたり月 50KES で計算される。

7.21 NITA の支払期限はいつか？

事業年度末の翌月 9 日までに 1 年分を一括して申告し、支払いを行う。

7.22 NSSF、NHIF および NITA に関する規定の不遵守に関する処罰はどのようなものか？

以下のとおりである。

表 7.6： NSSF、NHIF および NITA に関する不遵守の例示

| 項目 | 内容 |
|------|---|
| NSSF | 支払い遅延に対して、1 カ月またはその一部につき 5%の罰金が課される。 |
| NHIF | 支払い遅延に対して、拠出金の 2 倍の罰金が課される。 |
| NITA | 支払い遅延に対して 1 年につき 5%の罰金が課され、これを遵守しない場合には 100,000KES 以下の罰金が課される。その後も不履行が続く場合には 1 年につき 50,000KES の罰金が課される。 |

第8章：移転価格（以下、TP）

8.1 移転価格とはどのようなものか？

移転価格とは、ある企業の被支配（もしくは関連）法人間で販売された財およびサービスの価格設定である。

ある企業がほかの企業の経営、支配もしくは資本に直接または間接に参加している場合、あるいは第三者が両企業の経営、支配もしくは資本に直接または間接に参加している場合、係る企業は関連しているとみなされる。

ある企業の経営、支配もしくは資本に直接または間接に参加している個人が他の企業の経営、支配もしくは資本に参加している者と婚姻、血族関係、もしくは親類関係により関係する場合、両企業は関係しているとみなされる。

また、ケニアのTP規則はOECDのTPガイドラインに沿って作成されており、移転価格の算定に関する各種方法を規定している。

8.2 ケニアにはどのような移転価格に関する義務があるか？

関連企業と非関連企業との取引は独立当事者間の取引でなければならず、非関連企業間の取引と類似した条件で行われるべきである。

ITA（所得税法）は、以下の取引の過程で生じる居住者の利益について、居住企業もしくはケニアに恒久的施設（PE）のある非居住者と、非居住関連企業との間の当該取引の結果、両企業が独立当事者間の取引を行っていた場合に生じると見込まれる利益よりも低くなる場合には、調整を行う権限を国税局長に付与している。

8.3 移転価格の対象となる取引は？

- 財の売買
- 有形資産の販売、購入またはリース取引
- 無形資産の譲渡、購入または利用
- サービスの提供
- 資金の貸付または借入
- 関与する企業の損益に影響を及ぼす可能性のあるその他の取引 など

8.4 移転価格規則を遵守すべき者は？

関連非居住者との取引のある子会社および支店は移転価格規則（TP規則）を遵守しなければならない。

8.5 利益なしで本店にサービスを提供する支店はTPの対象か？

利益なしで関連事業体に課税対象のサービスを供給する支店はTPの対象である。

例示：

ケニアの支店（連絡事務所）が日本の本店のために恒常的にマーケティング業務を行っており、その費用を本店に繰り返し請求している場合、支店はケニアのTP規則を遵守するため、係る費用にマークアップをしなければならない。日本の本店はマークアップを含めて、連絡事務所への支払いを行う。マークアップは課税対象利益となり支店側で37.5%の税率が課される。

8.6 移転価格の遵守を証明するために作成すべき文書は？

- 移転価格算定方法を選択時に適用した想定、戦略および方針を記載したローカライズされた移転価格方針
- 企業のグローバルでの組織構造
- 検討対象の取引の詳細
- 移転価格が適用される取引に関連するすべての文書

8.7 移転価格文書の記載する事項は？

- 会社の概要
- 事業の内容
- 産業分析
- 内部取引の内容
- 資産分析
- リスク分析
- 経済分析 など

8.8 利害関係者取引であるかを判断するための移転価格算定方法は？

- 独立価格比準法（Comparable uncontrolled price method）
- 再販売価格基準法（Resale price method）
- 原価基準法（Cost-plus method）
- 利益分割法（Profit split method）
- 取引単位営業利益法（Transactional net margin method）
- 国税局長が定めるその他の方法

8.9 移転価格規則の不遵守にはどのような影響があるか？

国税局長は支払法人税を調整することができる。移転価格に関する取引から生じる期日が到来した未払税は支払遅延の罰金および追徴課税とみなされる。よって、法人税に基づく罰金が適用される。

8.10 OECD ガイドラインとケニアの移転価格規則にどのような関連性があるか？

OECD ガイドラインは、内部取引の価格設定に「最も適切な方法」の採用を求めている。当該方法は、関連会社間取引に関連する事実および環境、入手可能なデータの網羅性および信頼性、それに各方法を適用する際に使用する想定および各種 TP アクションポイントの最新情報の合理性を反映しなければならない、と規定している

ケニアの TP 規則は OECD の TP ガイドラインに沿って作成されており、移転価格の算定に関する各種方法を規定している。

第9章：物品税

9.1 物品税の対象となるものは？

物品税は以下の財・サービスに課される。

- 認可された製造業者によりケニアで生産された物品税の対象となる財。係る財には、タバコ、ビール、シードルならびにその他の発酵およびアルコール飲料が含まれる。
- 金融機関が提供するサービスなど認可された者がケニアで供給する物品税の対象となるサービス
- 自動車などのケニアに輸入された物品税の対象となる財 など

詳細なリストは、物品税法の **First Schedule** のとおりである。

9.2 物品税の課税価格は？

物品税の課税価額は以下により算定される。

- 輸入財の通関価格。当該財について関税を支払うかどうかは問わない。
- 財について支払われる関税の額。

9.3 物品税の算定時に利用可能な控除は？

認可された製造業者によりケニアに輸入された、もしくはケニアで製造された課税対象の財について物品税を支払い、当該財が他の課税対象の財（以下、「最終財」という）の製造において原材料として使用されている場合、原材料に関して支払われた物品税は最終財に関する物品税と相殺することができる。

9.4 物品税に関する還付制度は？

物品税は、以下の場合、国税局長に申請書を提出することで、還付される。

- 1) 消費前
 - a) ケニアへの輸送の間に財が損傷したか、もしくは盗難された場合
 - b) 財が損傷もしくは壊れ、物品税局の管理下にある場合
 - c) 買い手が販売契約に従って売り手に財を返品した場合
- 2) 認可された製造業者が後日、課税対象外の財を製造するために使用した蒸留酒に関して物品税が支払われている場合
- 3) 財もしくはサービスの支払いを受けておらず、以下のいずれか早い時期に申請書が提出されていることを国税局長が確認している場合
 - a) 財もしくはサービスの販売日から3年
 - b) 購入者が法律上債務不履行となったとき

* 国税局長への申請は以下のとおり行う。

 - 指定の書式で行わなければならない。
 - (1) および (2) における物品税の納付から12カ月以内、上記 (3) に記載の状況が判明してから12カ月以内に提出しなければならない。
- 4) 物品税が後日輸出された課税対象財の輸入に関して納付されている場合、物品税の還付を申請する。

9.5 物品税の支払期日および納税申告期日はいつか？

物品税の申告は毎月行い、その月の物品税の支払いの有無にかかわらず、翌月の20日までに支払う。ただし、ケニアへの輸入品の物品税は、輸入時に支払う必要がある。

第 10 章：関税

10.1 ケニアの関税率は？

ケニアの関税率は 0～100%で、一部の重要品目の関税率は 35～100%である。輸入品は 16%の標準 VAT 税率（運賃保険料込み（CIF）価格の合計に課税される）、関税、およびその他の適用税が課される。

表 10.1：主な関税率

| 項目 | 税率 |
|---------|--|
| 輸入関税 | 一部の重要品目を含めて 0～100% (一部の重要品目の関税率は 35～100%) |
| 輸入申告手数料 | 3.5% |

* しかし、中間財もしくは最終財となることもある原材料は 0%を越す関税率が課されることもある。

10.2 関税が免除される財はあるか？

表 10.2：関税免除の例示

| 一般免除 |
|-------------------|
| 播種用の種子 |
| 教育、教育用物品および材料 |
| 農業の製造に使用するための投入物 |
| コンピュータ・ソフトウェアなど |
| 太陽電池機器および付属品 |
| 博物館、展示物など |
| ホテルの設備やホテルで使用される物 |
| 乳製品用器具の清掃用品 |
| 蚊帳および蚊帳の製造原材料 |

* 課税免除商品リストは、国税局長の指針に応じて変更される。

10.3 課税免除の取得プロセスは？

課税免除の必要性について明確な根拠を記載した課税免除証明書を KRA に申請しなければならない。

第 11 章：二重課税防止条約（以下、DTA）

11.1 ケニアと他国の DTA は、優遇税率は？

DTA は、ある法域で別の法域の居住者が上げた所得の二重課税を防止するために当該法域と条約を締結したものである。

DTA の利点

- 国の間で税を分けることが可能
- 国の間での課税権の透明性を確保
- 法律上の二重課税の回避
- 相互協議（MAPS）を介した紛争解決のためのプラットフォームを課税当局に提供
- 納税忌避の予防 など

表 11.1 ケニアの DTA の状況

| ステータス | 国名 |
|----------|---|
| 施行済 | <ul style="list-style-type: none"> • カナダ • デンマーク • フランス • ドイツ • インド • イラン • 大韓民国 • ノルウェー • カタール • セーシェル • 南アフリカ • スウェーデン • UAE（アラブ首長国連邦） • 英国 • ザンビア |
| 署名済（未施行） | <ul style="list-style-type: none"> • 中国 • EAC • イタリア • クウェート • モーリシャス • オランダ |
| 合意済（未署名） | <ul style="list-style-type: none"> • ボツワナ • ナイジェリア • ポルトガル • サウジアラビア • シンガポール • タイ • トルコ |
| 交渉中 | <ul style="list-style-type: none"> • ベルギー • エジプト • 日本 • マレーシア • スペイン |
| 検討中 | <ul style="list-style-type: none"> • アルジェリア • カメルーン |

| | |
|----|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ● コンゴ民主共和国 ● エチオピア ● ガーナ ● コートジボワール ● ヨルダン ● マケドニア ● マラウイ ● モザンビーク ● ロシア ● セネガル ● 南スーダン ● スーダン ● ジンバブエ |
| 提案 | <ul style="list-style-type: none"> ● アイルランド |

表 11.2 有効な DTA に関する優遇源泉税率（一部）

| | 英国 | ドイツ | カナダ | カタール | インド | フランス | 南アフリカ |
|------------|--------|--------|-----|------|-----|------|-------|
| | % | % | % | % | % | % | % |
| 経営および専門家報酬 | 12.5 | 15 | 15 | - * | 10 | - * | - * |
| ロイヤルティー | 15 | 15 | 15 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 配当 | 15 | 15 | 15 | 5 ** | 10 | 10 | 10 |
| 利子 | 15 *** | 15 *** | 15 | 10 | 10 | 12 | 10 |

* 租税条約には規定がない。しかし、KRA は、過去に 20%の源泉税が適用されるべきであるとの見解を示している。

** ただし、実質的な所有者が、配当金を支払う会社の資本の 10%未満を直接または間接的に保有する会社（パートナーシップを除く）である場合、10%の税率が適用される。

*** ただし、政府およびケニア中央銀行が支払う利息は非課税である。

第 12 章：その他の税

12.1 ケニアにその他の税はあるか？

表 12.1 その他の税の概要（例示）

| sa 税項目 | 詳細 | 税率 |
|------------------|---|----------------|
| 基準税 | ケニア国内で製品を製造するすべてのメーカーに課せられるもので、ケニア標準局（KEBS）が管理している。 | 工場出荷額に対して 0.2% |
| 印紙税 | 不動産や有価証券の譲渡の際にかかる税金。 | 印紙税法に定められた各種料率 |
| 飲食および観光開発税（CTDL） | 飲食税は、ホテルやレストランに課される税金。 | 売上額の 2% |
| キャピタルゲイン税（CGT） | 個人または法人が財産を売却または譲渡した際の利益に対して課される税金。 | 売却益の 5% |